草の根・人間の安全保障無償資金協力外部委嘱員(現地邦人委嘱員)の募集

在ガーナ日本国大使館では、「草の根・人間の安全保障無償協力」業務の補助 に携わっていただく外部委嘱員(現地邦人委嘱員1名)を募集します。

記

#### 1 業務内容

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員は、在外公館との委嘱契約に基づき、草の根・人間の安全保障無償資金協力の業務を補助いただくものです。在ガーナ日本国大使館(以下、当館)では、委嘱契約に基づいて、主に以下の業務を行っていただくことを想定しています。

(1) 案件形成に係る事前調査及び案件審査資料の作成

申請があった案件について、対象地域の現状、課題、実施上の問題点、申請団体の案件実施能力等の把握に必要な事前調査を行い、案件審査用資料を作成する。

- (2) 実施案件のモニタリング、フォローアップ 実施中、又は実施済みの案件について、適正な案件監理のため、実施団体等 と連絡を取りつつ、案件実施状況のモニタリング、フォローアップを行う。
- (3) 署名式、引渡式の補助業務 贈与契約の署名式及び案件終了後の引渡式のアレンジを行う。
- (4) 各種報告書の作成等

各団体とのレター、メール、電話、面談等による連絡調整、上記(1)~(2)の業務等で現地に赴き、報告書等を作成する。

- (5) その他、関連する業務
- ※1 当館は、シエラレオネ・リベリアを兼轄しており、両国についても上記の 業務を行っていただくことになります。
- ※2 本委嘱業務は、当地(ガーナ・アクラ)に既に在住している方の応募を想 定しています。ガーナ国外に現在在住している方の応募を妨げるものではあり ませんが、渡航に係る経費(航空賃、移転料、査証料、予防接種料等)及び住居 費は自己負担となりますので、ご留意ください。

#### 2 勤務地

在ガーナ日本国大使館内

### 3 委嘱期間

令和6年8月1日~令和7年3月31日

※契約開始から最長3年間を上限として継続的に再契約する可能性あり。

## 4 応募条件等

- (1) 現地に在住し、日本国籍を有する方。
- ※ガーナ国外に現在在住している方の応募を妨げるものではありませんが、渡 航に係る経費(航空賃、移転料、査証料、予防接種料等)及び住居費は自己 負担となりますので、ご留意ください。
- (2) 開発協力業務に熱意のある方。開発協力関連の知識・経験があることが望ましい。
- (3) 語学力:英語で関係機関との連絡調整・必要書類の取り付け・協議実施、必要な書類作成等の業務を行える方。
- (4) 上記1の業務を行うのに必要なコミュニケーション・調整能力、事務処理 能力(ワード、エクセルその他基本的なパソコン操作(簡易な図表の作成等を 含む。) を有する方。
- (5) 必要に応じ、ガーナ国内(地方)、リベリア、シエラレオネへの現地調査を 行うため、心身共に健康であること。
- (6) 募集人数:1名

#### 5 待遇

- (1) 謝金:外務省外部委嘱員制度の規定により支給
- (2) 旅券:一般旅券
- (3) 渡航費及び住居費は支給対象外。現在、ガーナ国以外に在住されている方が採用された場合でも、渡航にかかる費用(航空賃、移転料、査証料、予防接種料等) は支給されません。
- (4) 外部委嘱員契約は雇用契約ではなく、業務の委嘱契約であるため、通常の 雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。また、各種保険等にはご自 身で加入していただく必要があります。

#### 6 応募方法

以下の書類を在ガーナ日本国大使館経済・開発協力班宛てに電子メールにて、 2024年5月29日(水)までに送付してください。

(1)和文履歴書:写真付き、氏名、生年月日、住所、メール・電話連絡先、学歴、職歴、資格(語学については、英語 TOEIC、TOEFL 等)などを記載してください。

(2) 自己紹介・志望理由(形式自由の自己 PR、A 4 一枚程度) ご提出いただいた個人情報は、選考の目的にのみ利用いたします。

# 7 選考方法

提出いただいた書類を基に一次選考を行います。その後、一次選考を通過した方には面接選考を行う予定です。(面接日時については個別調整)

## 8. 応募書類提出先

在ガーナ日本国大使館 経済・開発協力班

<E-mail: grassroots.japan@ar.mofa.go.jp>